

長期使用製品安全点検制度の 登録率向上に向けた取組

平成30年3月19日

経済産業省
産業保安グループ[°]
製品安全課

1. 長期使用製品安全点検制度

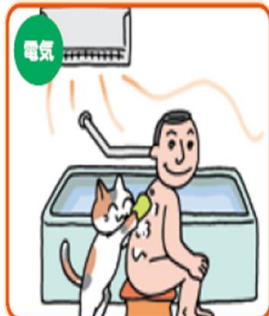
- 経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成21年4月、長期使用製品安全点検制度が導入されたところ。
- 本制度は、経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、当該製品については所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。
- 製品の引き渡し時に立ち会う事業者（販売事業者、設置工事事業者、不動産会社、工務店等）には、製品に同梱されている所有者票の記載を購入者に促すことや、購入者に了解を得て代行記入することが求められている。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

(参考) 所有者票

- 特定保守製品の購入者は所有者情報を所有者票に記載してメーカーに送付する。

所有者票【表】

料金受取人払 郵便はがき

XXXXXX

(受取人)

XX局私書箱XX号

株式会社ABC

お客様カード登録係 行

特定保守製品

1. 製品名 XX-XXXXXX
2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
3. 製造年月 20XX年XX月
4. 製造番号 XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間 △△年
6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20□□年□□月□□日

■お客様へ(法定説明事項)

お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。
- ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者が所有者登録することが求められています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検開始の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願いいたします。
- ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡しいただくなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合は、販売事業者はこの所有者票を返送代行する方法によって、この製品の製造・輸入事業者へ所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ

- ・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
- ・販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者へ速やかに提供して下さい。

販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20□□年□□月□□日

SAQ8491

所有者票【裏】

この所有者票はお客様の控えとなります。取扱い説明書とともに大切に保管して下さい。

■所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

・所有者票(返信はがき)でのご登録

所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。

・インターネットでのご登録(各社任意事項)

<http://www.abc.co.jp/user/>へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・携帯電話でのご登録(各社任意事項)

右のQRコードもしくは<http://www.abc.co.jp/user/>で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。

・電話でのご登録(各社任意事項)

㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。受付時間は平日9:00～17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

1. 製品名 XX-XXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

7. 点検連絡先 株式会社XYZ 0120-XX-XXXX

■所有者票(返信用)

お客様記入欄

- ・※面所は消安法で求められる記入必須項目です。
- ・物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。
- ・お客様記入欄には「個人情報保護シート」を貼付して下さい。

① 特定保守製品所有者情報

フリガナ

お名前

〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区都 部屋番号 号室

〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区都 部屋番号 号室

電話番号 FAX番号

※ 法定点検通知希望

□ 郵送による通知のみ希望 □ 郵送と両方希望(各社任意事項)

※ E-mailによる通知希望 □ E-mailアドレス: ②

※ 複製に製品説明書の住所を記入下さい。口上住所と同一の場合、記入不要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。

〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区都 部屋番号 号室

〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区都 部屋番号 号室

次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。

② 物件管理会社情報

法人名称

〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区都 建物名称

電話番号 FAX番号

表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □はい □いいえ

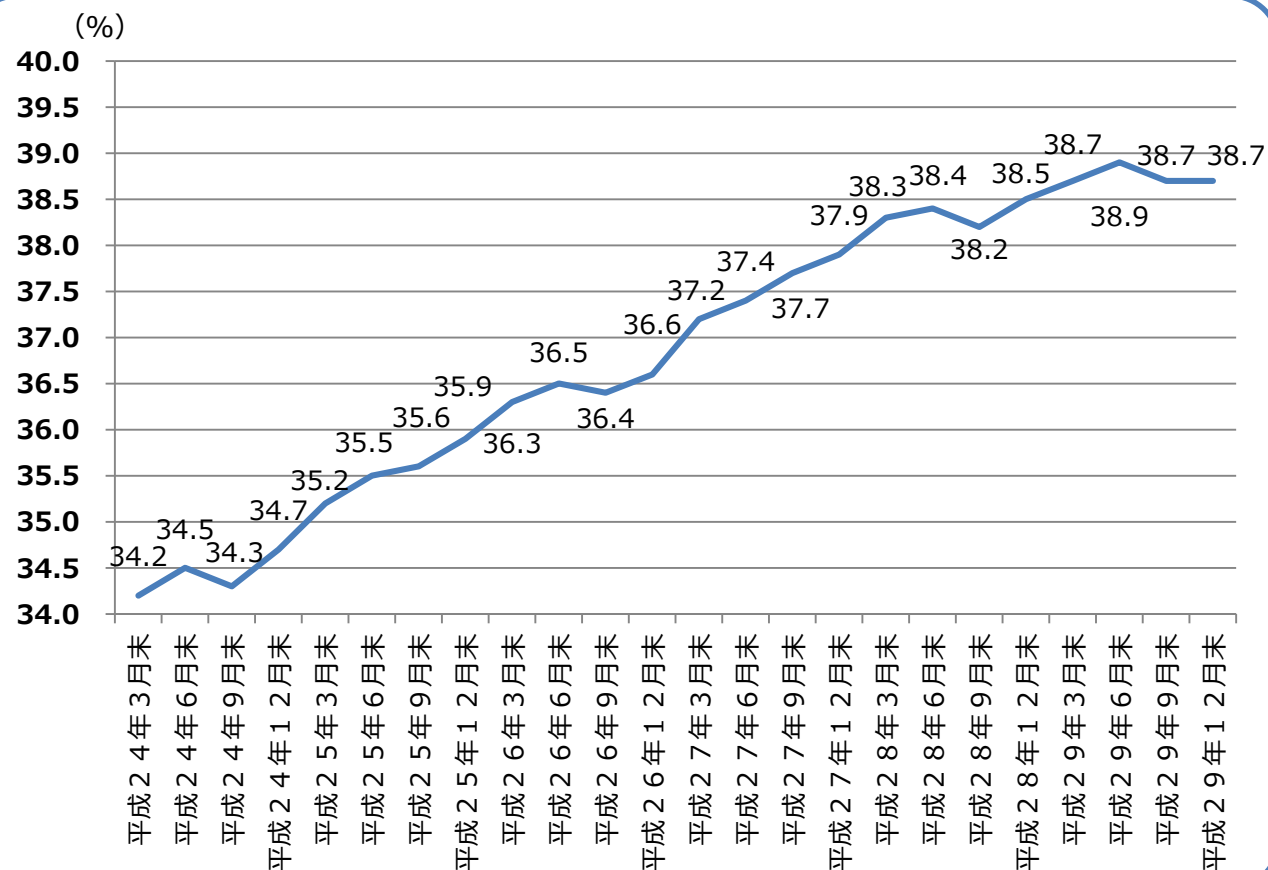
所有者票は目立つように黄色の様式

保護シールを同封

2. 本制度の現状

- 所有者情報の登録率は、平成29年12月末時点で**38.7%**となった。

所有者情報登録率（累計）



製品別登録率

【機器別】

(製造・輸入台数)

- 電気製品 37% (1,091万台)
- ガス機器 43% (617万台)
- 石油機器 38% (482万台)

【品目別】

- ビルトイン式電気食器洗機 39%
- 浴室用電気乾燥機 35%
- 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用） 49%
- 屋内式ガス瞬間湯沸器（LPガス用） 33%
- 屋内式ガスふろがま（都市ガス用） 57%
- 屋内式ガスふろがま（LPガス用） 33%
- 石油給湯機 42%
- 石油ふろがま 38%
- 密閉燃焼式石油温風暖房機 31%

※登録率＝所有者情報累計件数／製造・輸入累計台数

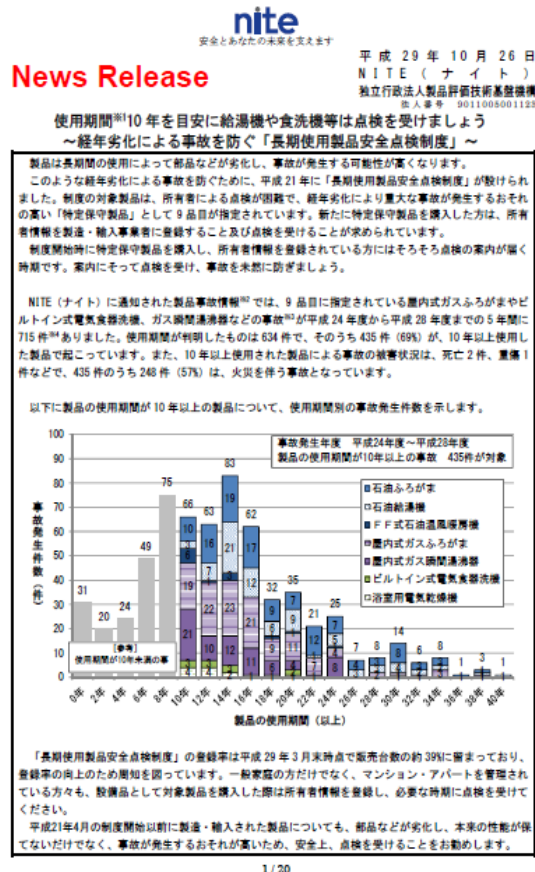
3. 登録率向上に向けた最近の取組み（2）

ユーザーサイドへの働きかけ

- NITEプレス 使用期間10年を目安に給湯器や食洗機等は点検を受けましょう。（平成29年10月26日）
～ 経年劣化による事故を防ぐ「長期使用製品安全点検制度」～
- 動画サイト YouTube に長期使用製品の火災等の動画をアップロード

ビルトイン式電気食洗機	視聴回数	3,422回
ガス瞬間湯沸機	視聴回数	11,746回
石油ふろがま	視聴回数	946回
ガスふろがま	視聴回数	1,149回
石油給湯機	視聴回数	1,088回

（平成30年2月14日現在）



YouTube JP 長期使用製品

nite

製品安全 - 長期使用製品安全点検制度

nite・2/6本の動画

1. 【nite-ps】ビルトイン式電気食洗機「機器の発火」

2. 【nite-ps】ガス瞬間湯沸器「点火不良のガス瞬間湯沸器で未燃ガスがたまって異常着火」

3. 【nite-ps】ふろがま「石油ふろがまのバーナーの異常燃焼」

4. 【nite-ps】ふろがま「点火操作を繰り返して異常着火」

5. 【nite-ps】石油給湯機「石油給湯機から煙」

6. 【nite-ps】石油給湯機「機器の異常燃焼」

※この映像は、注意喚起を目的に作成した実験映像です。この製品は、実際の事故とは関係ありません。

【nite-ps】ガス瞬間湯沸器「点火不良のガス瞬間湯沸器で未燃ガスがたまって異常着火」

nite チャンネル登録 480

視聴回数 11,746 回

2017/08/07 に公開

屋内式ガス瞬間湯沸器でなかなか点火できない内に未燃ガスが溜まって異常着火した事故の再現映像（独）製品評価技術基盤機構 <http://www.nite.go.jp/> 【動画の解説】

もっと見る

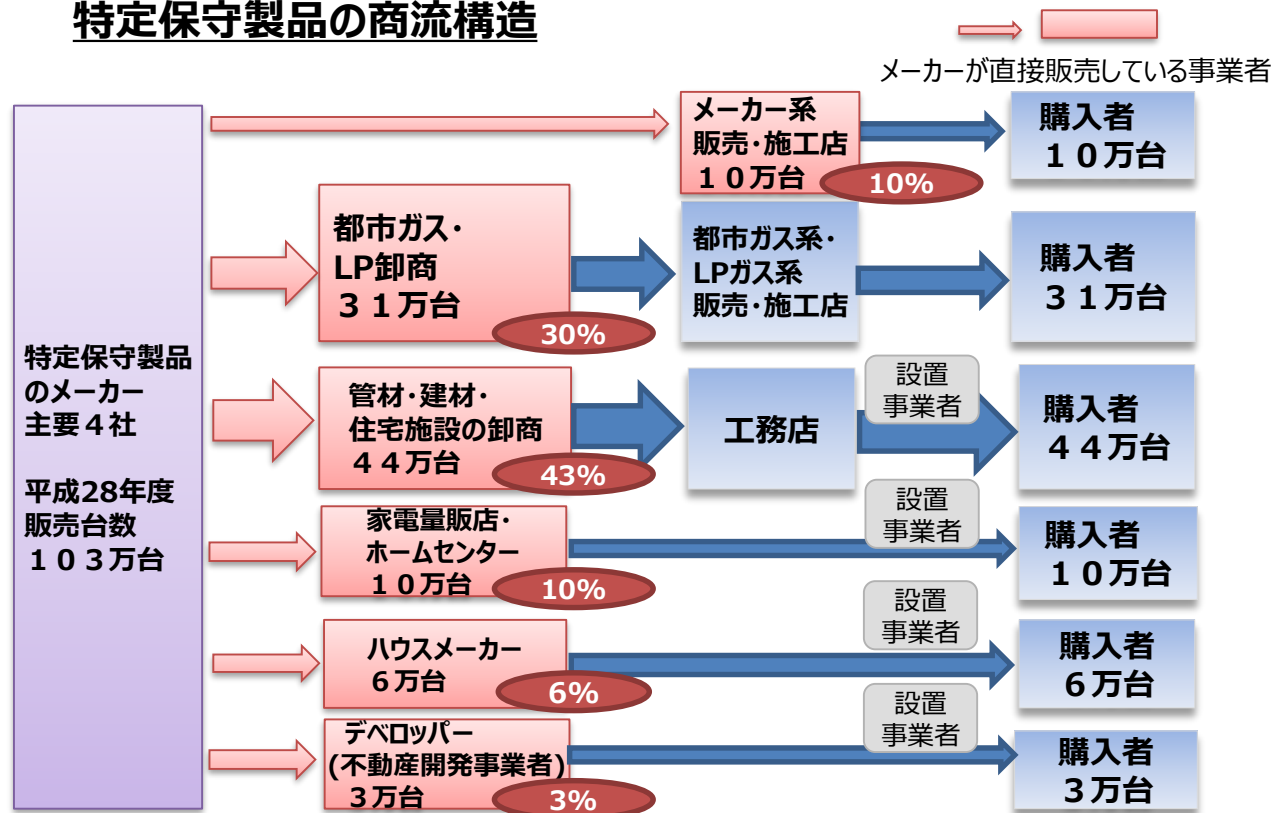
3. 登録率向上に向けた最近の取組み（2）

関連事業者サイドへの働きかけ

- 製造事業者が取引している事業者から、更に幾つかの事業者を経て、購入者に製品が届いている販路がある。製造事業者単独では購入者までリーチ仕切れない状況。
- 従って、実際に製品を購入者に引き渡しをする設置事業者等の協力が登録率向上には不可欠。
- 関係団体を通じて、設置事業者等に購入者への所有者登録の説明実施や代行記入を促した。

働きかけた関係団体：大手家電流通協会、全国管工事業協同組合連合会および東京都管工事工業協同組合、全建総連リフォーム協会

特定保守製品の商流構造



設置事業者の皆様へ

安全のためのお願いです！

特定保守製品を設置した際は、お客様に次のことをお伝えください。

- この製品は法律でメーカーへの所有者登録が求められていますので登録をお願いします。
- 登録は、製品に同梱されている「所有者票」に記入しメーカーへ送付、又はインターネットでお願いします。
- 登録は設置事業者でも代理できます。その際はお申し付けください。

特定保守製品



3. 登録率向上に向けた最近の取組み（3）

日本電機工業会（JEMA）

- ・JEMAウェブサイトにて制度の認知度向上と所有者情報の登録を促すプレゼントキャンペーン（2017年9月～11月）を展開。具体的には、JEMAウェブサイトから各社の登録サイトに誘引し、所有者情報を登録頂いた方、又は制度等に関するアンケートに回答頂いた方が懸賞に応募できる仕組み。

約2ヶ月間のキャンペーン期間中に約6万6千回のアクセスを記録。

- ・製品所有者及び関係事業者向けに制度説明の啓発チラシを作成し、修理訪問時、商談会、研修会、製品ヘチラシ同梱する等して配布。（2017年4月～12月実績 約7万部）



日本ガス石油機器工業会（JGKA）

- ・一般消費者及び販売事業者等に対し、制度周知及び所有者情報登録の推進を図った。

①消費者への周知（消費者向けセミナー、展示会等）

製品安全セミナー、石油セミナー、防災学習会、国際福祉機器展等

②事業者への協力依頼

石油機器整備事業者及び灯油配送事業者等

③未登録所有者に対する登録推進

ガス事業者と連携を図り、未登録所有者に対し、専用登録はがき付きチラシを利用した登録活動を展開。

- ・点検促進及び点検時期お知らせ機能への対応

特定保守製品の多くに設定されている設計標準使用期間10年が4月に点検期間（1年前）に入ること、点検時期お知らせ機能の発報が本格的に始まる事を受け、事業者、消費者向けに周知を図るため、新たに点検スタート周知チラシを製作、配布を開始した。



●製品安全セミナー



●国際福祉機器展



●点検スタート周知チラシ(ガス版及び石油版)